

**伊勢市障がい者基幹相談支援センター
指定管理者募集要項**

令和7年6月
三重県伊勢市健康福祉部

伊勢市障がい者基幹相談支援センター 指定管理者募集要項

伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年伊勢市条例第59号)第2条の規定により、伊勢市障がい者基幹相談支援センターの指定管理者を次のとおり募集する。

1 施設の概要

(1)施設の名称

伊勢市障がい者基幹相談支援センター

(2)所在地

伊勢市宮後1丁目1番35号MiraISE7階 福祉総合支援センター内
延べ床面積 4.2㎡(7階の一部)

2 指定管理者が行う業務

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、伊勢市障がい者基幹相談支援センター条例並びに伊勢市障がい者基幹相談支援センター指定管理仕様書(以下「仕様書」という。)のとおりに、下記業務を行うこととする。

- (1) 総合的かつ専門的な相談支援の実施に関すること。
- (2) 障がい者の地域の相談支援体制の強化の取組に関すること。
- (3) 障がい者の地域移行及び地域生活を支えるための地域定着の促進に係る取組に関すること。
- (4) 障がい者の権利擁護及び虐待防止に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業

3 指定期間

指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

ただし、市が、その業務の実施につき著しく不相当と認めた場合、法及びこれに関連する政省令等に定める事項に違反した場合は、指定期間の満了日以前に指定を解除することができる。

4 指定管理料

(1)指定管理料(消費税を含む)

	人件費(上限額)	運営費	指定管理料合計(上限額)
令和8年度	19,740,000円	2,550,000円	22,290,000円
令和9年度	19,740,000円	2,550,000円	22,290,000円
令和10年度	19,740,000円	2,550,000円	22,290,000円
総計			66,870,000円

※消費税率は10%で算出しており、指定期間内の税制変更については、その都度別途協

議することとする。

※指定管理料のうち、人件費に関しては、毎年度精算することとし、余剰金が発生した場合、返還を求めることとする。

(2)指定管理料の支払い

会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)を基準として、指定管理者の請求に基づき支払うものとする。

なお、支払い時期や方法等は双方協議の上、年度協定書で定めることとする。

(3)会計区分の独立

指定管理者は、管理運営に係る経理事務を行うにあたり、自身の団体が行う会計手法に従い帳簿を作成し、市の要求がある場合は、経理書類を開示しなければならない。また、当該事業に関しての監査業務が受けられるような体制を整えるものとする。

5 申込資格

指定期間中、中立・公正な運営管理ができ、円滑に相談支援事業等を実施できる法人その他の団体で、当該団体又は、その代表者が次に掲げる事項をすべて満たす者。

- (1) 伊勢市が指定をしている指定特定相談支援事業所を運営していること。
- (2) 法律行為を行う能力を有する者であること。
- (3) 破産者で復権を得ない者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により市における一般競争入札の参加を制限されている者でないこと。
- (5) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者でないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 会社更生法第30条又はに基づき民事再生法第21条の規定による手続きをしている者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にある法人又は団体でないこと。
- (9) 業務を円滑に遂行するための安全かつ健全な財政能力を有していること。
- (10) 伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条に該当する団体でないこと。
- (11) 施設案内会・応募者説明会に参加していること。

6 募集要項の配布

(1)配布期間

令和7年6月20日(金)から令和7年7月3日(木)まで

※ただし、土・日曜日、祝日は除く。

(2)配布時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3)配布場所

伊勢市 健康福祉部 福祉総合支援センター(伊勢市宮後 1 丁目 1 番35号 MiraISE7 階)
または伊勢市 健康福祉部 福祉総務課
※伊勢市ホームページからもダウンロード可能。

7 提出書類

次に掲げる書類を 10 部(正 1 部、写 9 部)、次に定める順番に綴じて提出すること。

なお、事業計画に係る書類については、項目ごとにインデックス(見出し)を付けること。また、1 ページに収まらない場合は、適宜書類を作成すること。

(1)申請書

ア 指定管理者指定申請書(様式1-1)

イ 宣誓書(様式1-2)

ウ 申請者の概要(様式2)

※共同体での応募の場合は、様式2のほかに共同事業体構成表(様式3-1)、団体の概要(様式3-2及び様式3-3)も提出すること。

(2)事業者に関する書類

ア 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類

イ 施設を管理するにあたって必要な免許の取得を証する書類(ただし、取得予定の場合は、その旨を記載した書類)

ウ 申請書提出日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書

エ 人員表(直近の決算期の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数)

(3)応募資格を有していることを証する書類

ア 法人の場合

(ア)当該法人の登記事項証明書及び印鑑証明書(発行の日から3カ月以内のもの)

(イ)過去3カ年の法人税、消費税及び地方消費税、法人所在地の市区町村民税の納税証明書(発行日から3カ月以内のもの)、財務諸表(貸借対照表・損益計算書、その他)

※経営実績が3年に満たない団体にあっては、管理に係る業務を安定して行う経営能力を明らかにする書類

イ 法人以外の団体の場合

(ア)代表者の住民票及び印鑑証明書(発行の日から3カ月以内のもの)

(イ)代表者の過去3カ年の所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書、市区町村民税の完納証明書(発行日から3カ月以内のもの)

(ウ)過去3カ年の収支決算書

※経営実績が3カ年に満たない団体にあっては、管理に係る業務を安定して行う経営能力を明らかにする書類

(4)事業計画に係る書類

ア 基本方針(様式4-1)

イ 管理運営業務に関する事項(様式4-2)

ウ 事業内容に関する事項(様式4-3～様式4-7)

エ 管理運営体制に関する事項(様式4-8及び様式4-9)

オ 管理運営経費に関する事項(様式4-10)

カ その他の事項(様式4-11~様式4-13)

キ 収支計画の妥当性(様式4-14)

ク 年度ごとの収支予算書(指定期間3カ年分)(様式5-1~様式5-4)

(5)業務実績に係る書類

申請者の業務実績(福祉分野の類似業務実績等)がわかるもの。

※伊勢市の施設の指定管理を受託している、もしくはしていた者で、評価を受けた者については指定管理業務評価表を市で準備するので提出は不要。

(6)その他

提出された書類以外に、審査のため追加書類の提出を求める場合がある。

8 施設案内会・応募者説明会

(1) 開催日時

令和7年7月10日(木) 午後1時00分から午後2時00分まで

(2) 開催場所

伊勢市 健康福祉部 福祉総合支援センター 会議室4

伊勢市宮後1丁目1番35号 MiraISE7階

(3) 申込方法

施設案内会・応募者説明会参加申込書(様式7)に必要事項を記入のうえ、7月4日(金)午後3時00分までに伊勢市健康福祉部福祉総合支援センターまたは福祉総務課宛に電子メール又はFAX、持参のいずれかでお申込みください。なお、電子メール又はFAXでお申込みの場合は、送信未達を防ぐため、事前に電話にて連絡をお願いします。

※ 参加申込書は伊勢市ホームページからダウンロードできます。

※ 参加者は各事業者3名までとさせていただきます。

※ 申請予定者は、必ず参加してください。

9 質問書の受付

募集要項その他配布資料に関する質問を以下のとおり受け付けます。

(1) 受付期間

令和7年7月10日(木)午前8時30分から

令和7年7月16日(水)午後5時15分まで

(2) 受付方法

質問書(様式指定なし)に記入のうえ、伊勢市健康福祉部福祉総合支援センター宛に電子メール又はFAXで送付していただくか、持参してください。なお、電子メール又はFAXで送付の場合は、送信未達を防ぐため、事前に電話にて連絡をお願いします。

※ 電話、口頭等による質問は一切受け付けいたしません。

※ 質問受付期間終了後は、質問の受け付けをいたしません。

(3) 質問書の回答

説明会に参加した全事業者へ回答いたします。(7月18日(金)までに回答予定)

※質問があった時点で随時回答します。

10 応募申請の提出期限等

(1) 受付期間

令和7年7月 22 日(火)から8月18日(月)まで

※ただし、土・日曜日および祝日は除く。

(2) 受付時間

午前8時 30 分から午後5時15分まで

(3) 提出先

伊勢市 健康福祉部 福祉総合支援センター(伊勢市宮後 1 丁目 1 番35号 MiraISE7 階)
または福祉総務課へ持参にて提出してください。

(4) 留意事項

ア 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

イ 提出書類に虚偽の記載をした場合や不正な行為が認められた場合は失格とします。

ウ 提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

エ 応募受付後に辞退する場合は、辞退届(様式6)を提出してください。

11 選定方法及び選定基準

(1) 選定方法

応募書類をもとに、指定管理者選定委員会において審査を行います。

審査は、仕様書添付資料3 伊勢市障がい者基幹相談支援センター指定管理者選定にかかる「第一次選定採点表」「第二次(最終)選定採点表」に照らし、第一次審査及び第二次(最終)審査を実施し、総合的に判断します。

ア 第一次審査(書類審査)(8月下旬予定)

(ア) 応募書類をもとに、指定管理者選定委員会委員において審査を行います。

(イ) 第一次審査の結果、採点総計が満点の70%に満たない場合は失格となり、第二次審査へ進むことはできません。

(ウ) 第二次(最終)審査の日時(9月中旬予定)は、第一次審査終了後、対象者に通知します。

イ 第二次(最終)審査(面接審査)

(ア) 公開によるプレゼンテーション方式による選考とし、指定管理者選定委員会委員が審査を行います。

(イ) プレゼンテーションの持ち時間は20分以内とし、提出された事業計画等に基づき説明してください。

(ウ) 口頭による説明の外、VTRやパソコン等の機材を使用しての説明が可能です。ただし、機器等は応募者で準備するものに限り、電源及びスクリーンは確保しますが、機材を使用する場合は準備の都合上事前にお申し出ください。

(エ) プレゼンテーション終了後、指定管理者選定委員会委員からの質疑応答の時間を取らせていただきます。

(オ) プレゼンテーションの際、応募の時に提出した資料以外に、別途説明資料がある場合は、プレゼンテーションの当日に10部用意してください。

(カ) 第二次審査の結果、採点総計が満点の70%に満たない場合は失格となります。

(2) 審査項目

ア 管理運営業務に関する事項

基本方針、管理運営を希望する理由と目的、利用者の意見・要望への対応

イ 事業に関する事項

総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進、権利擁護・虐待の防止、医療的ケア児等の相談体制の整備、地域生活定着支援センターとの連携強化、伊勢市障害者施策推進協議会の運営等による地域づくりの取組についての具体的方策

ウ 管理運営体制に関する事項

職員の数・勤務の形態、職員の能力向上を図る研修の方針

エ 管理運営経費に関する事項

財政的基礎、予算のチェック体制

オ その他の事項

施設管理(事業運営)の実績、利用者の安全確保、防犯・防災の具体的方策、緊急時の対応、個人情報保護及び職員への守秘義務、情報公開への対応、苦情・要望・トラブル対応、虐待防止についての方策

カ 収支計画の妥当性

収入・支出の積算内訳の妥当性、提案事業の実施の可否、市費負担額の軽減

キ 業務実績

業務受託実績、または類似業務受託実績

(3) 決定方法

選定委員ごとに、第一次審査の採点と第二次(最終)審査の採点の合計点によって順位を付け、その順位を順位点〔注〕として付与します。順位点の合計が最も低い応募者を指定管理候補者と決定します。

順位点の合計が同点の場合、第一次審査の採点と第二次(最終)審査の採点の合計点が高い応募者を指定管理候補者とします。さらに同点の場合は抽選により決定します。

〔注〕順位点は、採点の合計点の高い順に、1位 1ポイント、2位 2ポイント、3位 3ポイント(4位以降同様)を設定します。

12 選定結果の通知

選定の結果は、全応募団体(共同体で応募した場合は、共同体の代表団体宛)へ9月下旬頃(予定)に郵送にて通知します。

13 協定の締結について

令和7年12月開催の伊勢市議会において承認の議決を得た後、指定管理者を指定し、伊勢市と指定管理者は管理運営業務に関し、指定期間中の包括的な事項を定めた基本協定及び各年度の実施事項を定めた年度協定を締結します。

また、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は改めて協議します。協定で締結する事項は概ね次のとおりとします。

(1)基本協定に関すること

- ア 指定期間に関すること
- イ 管理運営に関すること
- ウ 事業計画及び収支予算に関すること
- エ 事業報告及び収支決算に関すること
- オ 指定の取り消し等に関すること
- カ 個人情報の保護に関すること
- キ 原状回復義務に関すること
- ク 損害賠償に関すること
- ケ その他

(2)年度協定に関すること

- ア 年度協定の期間に関すること
- イ 年度管理運営業務に関すること
- ウ 指定管理料に関すること
- エ その他

14 その他

本募集要領に定める関係法令・規則等の条項について、法改正等があった場合、改正後の条項に規定するものとする。

15 事業報告及び評価

利用者の満足度、事業進捗状況報告及び事業報告書等をもとに、管理運営内容を評価します。評価に際しては、外部有識者等の評価・意見を求める場合があります。なお、この評価によって、健康福祉部が立ち入り検査をしたり、必要な措置を講ずる通知や勧告をする場合があります。それでも改善が見られない場合は、指定期間中であってもその指定を取り消すことがあります。

16 問合せ先

伊勢市健康福祉部 福祉総合支援センター 担当 田代・中川・松村
〒516-0072 三重県伊勢市宮後1丁目1番35号 MiraISE7 階
電話:0596-21-5583 FAX:0596-63-5420
メール:fukushi-sougou@city.ise.mie.jp

伊勢市健康福祉部 福祉総務課
〒516-8601 伊勢市岩渕1丁目7番29号
電話:0596-21-5557 FAX 0596-21-5555
メール:fukushisoumu@city.ise.mie.jp